

判決年月日	平成 2 0 年 8 月 6 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成19年(行ケ)10422号		
○ 審決による一致点の認定が誤りであるとして、上記一致点の認定を前提として進歩性を判断し、拒絶査定不服審判請求は成り立たないとした審決を取り消した事例			

(関連条文) 特許法29条2項

本件は、「薬剤を製造する方法」に関する発明に係る特許の出願人である原告が、拒絶査定に対する不服審判請求を成り立たないとした審決の取消しを求める事案である。

審決は、引用発明について「環状の粉末成形体の成形方法であって、ダイ3、下コアロッド1を上げて、あるいは下パンチ2を下げ形成される空隙71に粉末Aを充填する第1工程と、さらにダイ3、下コアロッド1を上げ、あるいは下パンチ2を下げ前記粉末Aの上に空隙7を形成する工程と、粉末Aを圧縮して成形する工程であって、上パンチ5及び円筒状突出部41を有する上コアロッド4が下降し、円筒状突出部41で下コアロッド1を押し下げ粉末Aを圧縮して成形する第3工程と、を包含する環状の粉末成形体の成形方法。」と認定し、本願発明と引用発明は、「環状の粉末圧縮体を製造する方法であって、a) 長手軸線を有する型内にばらの粉末を置く段階と、b) 型の長手軸線に沿ってマンドレルを位置決めする段階と、c) 粉末を圧縮する段階であって、圧縮の間中、粉末と型の間の摩擦力と、粉末とマンドレルの間の摩擦力とが、長手軸線に対して平行でかつ正反対の方向に作用するように長手軸線に対して平行な力を加えることによって、かつ型とマンドレルを長手軸線に対して平行な方向に互いに相対的に移動することによって、粉末を圧縮する段階と、を包含する環状の粉末圧縮体を製造する方法。」である点で一致すると認定した上で、本願発明の進歩性について判断し、本願発明は、引用発明及び慣用技術に基づいて当業者が容易に発明することができたものであるから、特許法29条2項により特許を受けることができないとした。

これに対し、本判決は、以下のとおり、審決による一致点の認定は誤りであるから、上記一致点の認定を前提として進歩性を判断している審決には、結論に影響を及ぼすべき違法があると判断した。

本判決は、引用文献の記載から「引用文献記載の発明において、上コアロッド4に円筒状突出部41のほか、円錐形状部42を備えることは、技術課題を解決し、発明の効果を奏するために不可欠の構成であることは明らかである。すなわち、引用文献には、粉末成形方法の工程に『上パンチ5及びその内側に配される先端に円筒状突出部41を備えるが、円錐形状部42を備えていない上コアロッド4』を用いた構成の発明が記載されていない

ことはもとより、当業者が、引用文献の記載から、かかる構成の発明を想起することも困難であるといわざるを得ない。」とし、審決による引用発明の認定は誤りであるとした。

その上で、「引用発明の上コアロッドは円錐形状部を有し、この円錐形状部が粉末上面に対して『くさび効果的な作用』をすることによって、円錐状部を高密度で成形することができるという効果を奏するというのであるから、このような形状の上コアロッド及び上パンチの下向きの移動は、少なくとも上コアロッドの円錐形状部においては、粉末に対して軸線方向下方と半径方向外方の中間方向に向かう力（長手軸線に対して斜め下外方向に働く力）が作用することは明らかである。したがって、引用発明は『粉末を圧縮する段階であって、圧縮の間中、粉末と型の間の摩擦力と、粉末とマンドレルの間の摩擦力とが、長手軸線に対して平行でかつ正反対の方向に作用するように長手軸線に対して平行な力を加える』ものでないというべきである」から、「審決が、『粉末を圧縮する段階であって、圧縮の間中、粉末と型の間の摩擦力と、粉末とマンドレルの間の摩擦力とが、長手軸線に対して平行でかつ正反対の方向に作用するように長手軸線に対して平行な力を加える』点を含めて本願発明と引用発明の一致点と認定したことは誤りであるといわざるを得ない。」と判断した。